

## 15. 情報公開

情報公開については、大学設置基準第2条の規定に基づき、本学においてもホームページ等で積極的に財務状況及び点検・評価結果を情報公開するものとする。

### (一) 財務公開

#### (イ) 財務公開の状況とその内容・方法の適切性

財務状況の公開については、毎年、事業報告書を作成し、その中で、予算と決算の対比、事業目的別の予算執行状況、並びにそれらの評価、さらに監査の結果、今後の財務運営の課題等について、財産目録と監査報告書と共にホームページ上に全公開している。さらに、教職員に対しては、大学教授会、大学事務局課長ミーティング、短大教授会及び高校職員会議で財務部職員が説明を行っている。一方、父母、高校に対しては、「教育研究活動報告書」を作成し、その中で、収支状況や財政状態等について図解したうえで、父母後援会及び高校訪問等で説明を行っている。

なお、本学の事業報告書は私立大学等経常費補助金の増額加対象となる記載要件を全て満たしている。

### (二) 情報公開請求への対応

#### (イ) 情報公開請求への対応状況とその適切性

事業報告書には、財務情報に加え、経営、役員等の状況、設置学部等ごとの学生、生徒、教職員数、教育研究活動の内容と成果、学部学科等改組、名称変更等の情報を掲載し、財産目録や監査報告書と共にホームページで公開している。すなわち、情報公開請求の対象となる情報については閲覧者の制限なく一般公開している。

なお、私立学校法に基づく財務計算書類、事業報告書及び監査報告書の閲覧に関しては、閲覧規則を制定し対応することとしているが、上述のとおり多くの情報を一般公開していることから、閲覧請求の申し出は生じていない。

### (三) 点検・評価結果の発信

#### (イ) 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学は過去4回にわたり点検・評価報告書を刊行した（平成7年3月、平成10年6月、平成13年3月、平成16年4月）。そのいずれにおいても学内の全教職員への配布はもとより、学外の大学および文部科学省を始めとする関係諸機関に点検・評価報告書を郵送により送付し、閲覧に供している。また、平成16年から本学ホームページ上に点検・評価報告書を公開し、大学や関係諸機関にとどまらず、在校生やその父母は勿論、高校関係者や受験生も自由にいつでもアクセスし閲覧できる体制を整えており、自己点検・評価結果の発信は適切であると判断できる。

#### (ロ) 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学は平成17年度に財団法人大学基準協会による相互評価ならびに認証評価を受け「大学基準に適合、認定の期間は平成25年3月31日までとする」と認定された。同時に「認証評価結果」には「勧告」や「助言」が付されていた。

上記の「福岡工業大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」は学内の全教職員に配布されると共に、その全てを平成16年4月より本学ホームページに公開し、いつでも自由にアクセスして閲覧できる体制を整えており、外部評価結果の発信は適切であると判断できる。